

## 公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(高崎健康福祉大学伊香保リンク)		
所在地	群馬県渋川市伊香保町伊香保587-1		
所管部局・課	地域創生部スポーツ局スポーツ振興課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	企画調整係	内線	3275

### 1 施設の設置根拠(法律、条例等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本法第12条</li> <li>・群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例</li> </ul>
---

### 2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 本県のスケート及びアイスホッケー競技の拠点施設として、県民の体力の向上と健康の保持増進並びに競技力向上及び冬季スポーツの普及振興を図る。</p> <p>(2) 設置当初の状況 伊香保町営の伊香保ハイランドスケートセンターが経営困難となり、平成11年3月末で閉鎖された。県内に400mの屋外リンクはほかになく、屋内リンクも使用できなくなると、本県のスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会の開催に支障を来してしまうことから、平成11年8月10日に県に移管し、同年11月1日に供用開始した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 県内で唯一の400mリンク(屋外)とアイスホッケー等に対応可能な屋内リンクを有することから、スケート及びアイスホッケー競技の選手強化や競技大会開催のためには、必要不可欠な施設である。施設の老朽化が進み、毎年度改修や修繕が必要である。また、平成29年度より競技者のみでなく一般利用者がより多く利用できるように利用促進を図っている。</p>
--

### 3 施設の概要

設置年月日	屋外リンク(昭和42年度)、屋内第1リンク(昭和43年度)、屋内第2リンク(昭和60年度)、リンクハウス(昭和43年度)、管理棟(昭和54年度)、機械室(昭和54年度)、競技運営棟(平成4年度)、審判棟(平成14年度)等
敷地面積(所有者)	54,553㎡(渋川市)
主な施設(床面積、階数等)	屋内リンク(400m×15m)、屋内第1リンク(2,854㎡、2階建)、屋内第2リンク(2,772㎡、2階建)、リンクハウス(1,556㎡、平屋建)、管理棟(908㎡、2階建)、機械室(486㎡、平屋建)、競技運営棟(1,319㎡、3階建)、審判棟(130㎡、2階建)等
建設費	旧伊香保町当初建設時→屋外リンク:17,850千円、屋内第1リンク:46,415千円 リンクハウス:30,230千円、管理棟:137,400千円、機械室:75,400千円、 競技運営棟:398,618千円 県建設→屋内第2リンク:318,010千円、審判棟:13,303千円
備考	旧伊香保町→屋外リンク改修工事(昭和56年度):163,390千円 屋内第1リンク改修工事(昭和56年度):163,210千円 リンクハウス改修工事(昭和57年度):94,959千円 県→伊香保リンク整備工事(平成18年度):43,890千円 管理棟施設整備工事(平成18年度):16,275千円 屋外リンクアイスマット交換工事(平成22年度):67,200千円 屋内第1リンク改修工事(平成22・23年度):347,497千円 冷凍機システム更新工事(平成26年度):492,891千円

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	【冬季期間】(9月1日～3月31日)
※別紙		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間:午前9時～午後9時(土曜日、日曜日、休日、群馬県民の日、12月25日～翌年1月7日、3月25日～31日)、午後3時～午後9時(上記以外の日)</li> <li>・休館日:月曜日(休日に当たるときはその翌日)、12月31日～翌年1月1日</li> </ul> <p>【夏季期間】(冬季期間以外) 午前9時～午後5時</p>

## 4 施設における実施事業

屋外リンク、屋内リンク等の管理運営

## 5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
歳入(①)	11,556	17,936	15,190	11,584	16,107
使用料	10,000	16,902	14,674	11,077	15,553
財産収入	406	406	406	406	406
雑入(光熱費、ネーミングライツ等)	1,150	628	110	101	148
歳出(②)	218,044	131,263	154,103	154,481	157,583
指定管理料	130,091	130,091	145,766	147,793	150,101
修繕費		215	1,980		2,216
工事請負費	87,953	957	2,002	6,688	5,266
備品購入費			175		
委託費、役務・公課費			4,180		
歳入・歳出の差額(①-②)	-206,488	-113,327	-138,913	-142,897	-141,476
歳入・歳出の主な増減理由	あり方見直しの収支改善策を検討した際に、R4年度よりネーミングライツを導入したため、歳入が増加した。同時に指定管理料の見直しを行ったため、歳出が減少した。				

## ◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和5年度(当初計画額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
収入(①)	130,091	160,651	145,766	147,793	150,101
指定管理費	130,091	130,091	145,766	147,793	150,101
利用料金					
雑入(光熱費補助金)		30,560			
支出(②)	130,091	162,548	153,889	136,614	144,305
人件費	25,350	21,988	22,127	22,841	25,475
委託料	37,119	53,945	57,034	56,827	55,845
光熱水費	2,438	69,525	46,687	37,119	51,112
租税公課費	65,184	1,395	1,956	3,645	1,712
その他		15,695	26,085	16,182	10,161
収支(①-②)	0	-1,897	-8,123	11,179	5,796
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により運営が制限されたため、支出が減少した。令和4年度にかけて制限されていた大会の開催が可能になりさらに光熱費が高騰したことから支出が増加した。				

## 6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
常勤職員	2	2	2	2	2
非常勤職員	5	5	5	4	4
合 計	7	7	7	6	6

7 施設利用の状況

※R5 6月時点

区 分	令和5年度※1	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年間利用者総数(人)	1,011	38,409	27,854	24,854	53,677
有料利用者数(人)	1,011	38,409	27,854	24,854	53,677
無料利用者数(人)					
目標利用者数(人)※2	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
施設稼働率(%)※3					
稼働率対象施設(設備)					
利用者の主な増減理由	新型コロナウイルス感染症の影響による大会の開催中止などで利用者が減少した。再び大会が開催できるようになり、令和4年では増加している。				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	県内唯一の400mリンク(屋外)と屋内リンク2施設を有し、本県のスケート及びアイスホッケー競技の選手強化や大会開催等の拠点施設として必要不可欠な施設である。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会や利用者の評価も高く、指定管理者の管理運営状況も良好であることから業務の見直しをする必要はないが、引き続き経費の節減や施設の利用促進に努めたい。</li> <li>・夏期利用については、さらに施設利用の活性化につなげられるように努めたい。</li> </ul>

# 伊香保リンクの施設使用料

伊香保リンクの施設使用料(冬期期間)

区分			使用料
屋外リンク	スケートに使用する場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 六二、八〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 三七七、〇〇〇円
	スケート以外に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 一二五、六〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 三七七、〇〇〇円
屋内第一リンク	スケート又はアイスホッケー に使用する場合	入場料を徴収しない場合	主たる参加者が県民である場合 二時間につき 一五、〇〇〇円 その他の場合 二時間につき 三〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八四、一〇〇円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 三〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八四、一〇〇円
屋内第二リンク	スケート又はアイスホッケー に使用する場合	入場料を徴収しない場合	主たる参加者が県民である場合 二時間につき 一五、〇〇〇円 その他の場合 二時間につき 三〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八四、一〇〇円
	その他の場合	入場料を徴収しない場合	二時間につき 三〇、〇〇〇円
		入場料を徴収する場合	二時間につき 八四、一〇〇円
附属設備			規則で定める額

伊香保リンクの施設使用料(夏期期間)

区分		使用料		
		午前	午後	一日
屋外リンク	入場料を徴収しない場合	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	入場料を徴収する場合	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

屋内第一リンク	入場料を徴収しない場合	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	入場料を徴収する場合	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
屋内第二リンク	入場料を徴収しない場合	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	入場料を徴収する場合	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
附属設備		規則で定める額		

## 伊香保リンク附属設備使用料

区分	金額
コインロッカー	一回につき 一〇〇円

## 伊香保リンクの個人使用料

伊香保リンクの個人使用料(冬期期間)

区分	使用料
一般	一回につき 一、二五〇円(十七時以降に入場する場合 九三〇円)
高校生以下	一回につき 七二〇円(十七時以降に入場する場合 五一〇円)

注 この表において「高校生以下」とは学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び高等専門学校の児童及び生徒並びにこれらに準ずる者と知事が認めたものをいい、「一般」とは「高校生以下」及び小学校就学の始期に達するまでの者に該当しない者をいう。

種別	金額
二、二〇〇円分回数使用券	二、〇〇〇円
三、三〇〇円分回数使用券	三、〇〇〇円
五、五〇〇円分回数使用券	五、〇〇〇円